

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	500	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	コンテンツ産業等の振興に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣
コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催
コンテンツ産業関連調査研究

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

魅力あるコンテンツの海外への紹介、コンテンツの取引の活性化を図るための国際的な催しの実施又はこれへの参加に対する支援、コンテンツに係る海外市場に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずることにより、地域独自のコンテンツ事業の事業規模の拡大を図るとともに、その地域の海外におけるコンテンツの普及を通じて日本の各地域の文化等に対する各国の人々の理解の増進を図ることができるが、現在は国が当該事業を行う権限を有しているため、各地域の特色を出すことができず、ひいては日本の発展につながっていないという支障がある。

根拠法令等

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第19条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に係る国及び地方公共団体の責務が定められているものであり、国が事業を独占的に行う権限を定めたものではない。

同法第19条の国の海外における事業展開の促進についても、国が講ずるべき施策が定められているにすぎず、したがって当該条項は地方公共団体による当該施策の実施について何ら禁止しているものではない。そのため、地方公共団体においても、各地域の特色を出したコンテンツの海外への事業展開の促進に係る事業を独自に進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

全国知事会からの意見も鑑み、提案団体と意見交換を行いたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	502	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	伝統的工芸品産業の振興に関する事務等の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

振興計画等、各種計画の認定業務の権限の移譲
伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

振興計画等、各種計画の認定・補助金交付決定は、地域の産業の振興の観点からも重要な業務であり、その対応としては、都道府県が「市町村」、「商工会、商工会議所」、「業界団体、観光振興団体」等、地域の実情に即した上で、地域と緊密に連携し、総合的かつ継続的な支援を実施していくことが、より有効であると考えられるため、権限の移譲を求める。

具体的な支障事例としては、①計画の認定及び補助金の申請について、国と事業者が調整しており、県が計画認定に関与していないため、県が計画認定に関与していないため、県が計画策定に関われば紹介することができた伝統的工芸品が、支援計画の対象に入っていなかった事例や、②どの事業者が計画を検討しているか、国から支援体制を構築できた可能性がある事例がある。

根拠法令等

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条
伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則

国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさや潤いを与え、ともに地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整することが不可欠。ゆえに、同法において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる)各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。

また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・伝統工芸品産業の振興のためには、地域産業の振興の観点から、都道府県が主体となり、総合的かつ継続的な取り組みと関係団体との密接な連携が必要であり、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。

・都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から、自由度をできるだけ高めた上で、振興計画の第1回目及び同法に定める振興計画以外の計画並びに補助金についても移譲し、都道府県を実施主体にすること。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

各種計画の認定業務ならびに補助金の交付に係る事務の権限委譲については、伝統的工芸品が都道府県／市町村をまたいで指定されているケースがあることや、異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き国による認定、補助金交付業務を行うことが適当である。

他方、計画認定等にあたり、各都道府県／市町村と連携することは当然重要であり、運用面において従来よりもさらに、各自治体がより積極的に案件組成に関与できるような仕組み作りを検討していく。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	669	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域伝統産業活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲				
提案団体	堺市				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自治体に移譲すべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

これまで国が実施していた施策の中でも、伝統産業の振興に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置を講じて頂きたい。

申請者となる伝統産業の組合や事業者は、従事者の高齢化等もあり、公募事業に関する情報の収集や補助金等の関係書類の作成が困難なことが多く、地域の実情を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。

希望する基礎自治体に、地域振興に資する国から交付金により予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。

伝統産業事業者等に身近な基礎自治体を実施することにより、地域に集積する伝統産業の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。

根拠法令等

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第16条
中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金)交付要綱

国指定の伝統的工芸品は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の目的が、「伝統的工芸品産業の振興を図り、国民生活に豊かさや潤いを与え、地域経済の発展に寄与し、(以下略)」と規定されているように、伝統的工芸品産業は貴重な地場産業であり、その振興を図るには、国と地方が連携・調整することが不可欠。ゆえに、同法において、(伝統的工芸品産業支援補助金申請の前提条件となる)各種事業計画の認定については、「都道府県知事(又は市町村の長)は、伝統的工芸品産地の組合が作成する振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を付して経済産業大臣に送付するもの」と規定し、自治体が主体的に関与する権利を担保している。

また、政令において、第2次以降の振興計画の認定は、都道府県知事又は市町村の長が行うものと規定されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、「法律」)」における各種計画等の認定について、都道府県知事(又は市町村長)が主体的に関与する権利が担保されているということについては、改めて理解しましたが、この度の要望趣旨は、法律に基づいて行われている「伝統的工芸品産業支援補助金(以下、「補助金」)」について、希望する基礎自治体が、制度設計や運用できるような変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたいというものである。

補助金メニューのうち、特に、地域振興に資する「振興計画(伝産法第4条)」に基づく事業については、伝統産業事業者身近で、地域の特性に精通している基礎自治体が、計画の最初の認定をはじめ、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体を持つ既存施策と一体的に地域の伝統産業振興に取り組むことができ、伝統産業事業者に対して、タイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となると考える。

また、伝統産業事業者や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できる。

なお、「活性化計画(伝産法第9条)」など、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについても、運用面で基礎自治体により関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考える。

全国知事会からの意見

・都道府県が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

各種計画の認定業務ならびに補助金の交付に係る事務の権限委譲については、伝統的工芸品が都道府県／市町村をまたいで指定されているケースがあることや、異なる都道府県／市町村に所在する事業者が連携して実施する事業計画も数多くあることから、引き続き国による認定、補助金交付業務を行うことが適当である。

他方、計画認定等にあたり、各都道府県／市町村と連携することは当然重要であり、運用面において従来よりもさらに、各自治体により積極的に案件組成に関与できるような仕組み作りを検討していく。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	941	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	情報処理の促進に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業のIT化の推進
企業・地域住民等に対するコンピュータウイルス対策や情報セキュリティ強化の普及・促進
地域におけるIT動向の実態の調査

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。
* 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
* 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など)

産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。
補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。
事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。

根拠法令等

ITの戦略的導入のための行動指針、
IT経営力指標、
下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金交付要綱

御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に関する事務は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下請事業者の自立化を促進するための事務であることから、御提案事項に直接対応する事務であるとは考えられない。同じく求める措置の具体的な内容に関しても、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのか不明である。

なお、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の法認定を受けた事業計画の下で、2者以上の下請事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づく認定及び補助金の採択を行っているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

・情報処理の促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する情報処理の促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

御提案事項にある「情報処理の促進に関する事務」が具体的に何を指しているのか不明であるが、まず下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に関する事務は、情報処理の促進に関する事務ではなく、下請事業者の自立化を促進するための事務であることから、御提案事項に直接対応する事務であるとは考えられない。同じく求める措置の具体的な内容に関しても、「相談内容」、「従前のスキーム」が具体的に何を指すのか不明である。

なお、下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金は、下請中小企業振興法の法認定を受けた事業計画の下で、2者以上の下請事業者が連携して新たな取引先の開拓を図る事業等を支援するものであり、下請中小企業の新たなビジネスモデルとなる事業を全国的な視点から、法律に基づく認定及び補助金の採択を行っているところ。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	368	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。

本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものとする。

全国知事会からの意見

・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討すべきである。
・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。
2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一的な基準に基づく運用は必須である。
3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を委譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となる。
4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。
5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に関わらず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。
6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	476	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対しての権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。
エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものとする。
ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項について、調整する必要がある。
特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み
特定事業者への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分
検査マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み

根拠法令等

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第87条
エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条

前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収・立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

平成25年11月22日付け全国知事会の文書は、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについては困難と記載しているだけであって、指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきというスタンスである。

しかし、本県としては、現在、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき実施している事務・権限と一元化させることによって、事務の効率化や事業者の利便性向上を図ることができると考えており、国の自己仕分けでA-aとされていることに鑑み、まずは、指導・助言・報告徴収・立入検査権限のみであっても移譲に向けて条件を整えるべきであると考えている。

全国知事会からの意見

- ・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討すべきである。
- ・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
- ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。

エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。

省エネ法と県の地球温暖化対策推進条例とは目的を異にするものであり、そもそも神奈川県の提案のように、目的が異なる事務を一元化できるものではない。

なお、国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権や並行権限の行使は必須である。

また、全国知事会の意見にある特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を委譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となることから、委譲の対象とはできない。

今回の神奈川県の提案には、手挙げ方式であるか否かについて明記されていないが、全国知事会の意見のように手挙げ方式を提案しかつ国の指示権を認めない形で権限を委譲した場合は、当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	506	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平9法37)に基づく利用計画の認定権限の移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定に係る各種届出の受理

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

国は「新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失することになり、著しい支障が生じる」としているが、新エネルギーの普及促進は、地域の自然環境や立地条件等の制約を受けることから、地域の状況を熟知している地方自治体が行うことが合理的かつ効率的である。

前述した理由から、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条に基づく「新エネルギー利用等に関する計画」の認定に関する事務は、地方に移譲すべきである。

また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い廃止されている。したがって、同特別措置法第6条による「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等」に関する事務を、地方に移譲すべきである。

根拠法令等

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第8条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・「新エネルギー利用等に関する計画」の認定について、経済産業大臣は国の基本方針に照らして適切な計画であり、かつ、我が国全体の新エネルギー利用等の普及にとって特に有効なものと認めるときは、その認定をするものとしている(同法第9条第3項)。引き続き、国による認定が必要。

なお、地方自治体において、地域の自然環境や立地条件等の地域の実情を踏まえて、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条(設備認定)が廃止されたために、本条項の事務を地方に移譲すべきであるとする根拠が不明である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

新エネルギー利用等に関する計画の認定権限については、当該計画に記載する事項(事業者が新エネルギー等を利用する際の目標、内容及び資金調達方法等)を考慮すると、国が定めた基本方針等に基づき、都道府県知事が認定することは可能と判断して移譲を求めているものである。また、認定計画に従って新エネルギー利用等を行う際に、中小企業投資育成株式会社法の特例等が適用され、こうしたエネルギー会社の設立支援が地域経済の活性化につながることを期待しており、同様の目的で別に条例を制定する意味はないと考える。

また、電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条は廃止されたが、発電設備の認定の取消等の手続きが、経過措置として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第12条に引き継がれている。経過措置ではあるが、別に提案している同法第6条に基づく再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限の地方への移譲と合わせて、窓口を地方に一元化する方が合理的と考え、その権限移譲を求めたものである。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」及び「E提案の実現に向けて対応を検討」である。

「新エネルギー利用等に関する計画」の認定については、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、導入に際しては広域的な電力系統への受入れが必要であることに鑑み、引き続き、国による認定が必要。なお、ご指摘の中小企業投資育成株式会社法の特例については、近年、利用実績が皆無であることに鑑みると、エネルギー会社の設立支援が地域経済の活性化につなげるためにこれを活用することは困難であり、再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための条例を制定する方が、効果的であると考えられる。

電気事業者による新エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する権限の移譲については、窓口を一本化するとの観点から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に関する権限に移譲と同様、新エネルギー小委員会の議論も踏まえ、検討を進めてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 24

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(:次世代自動車の世界最速普及)に基づき、速やかに規制を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。

水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。

本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。

根拠法令等

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(一般則)第7条の3

各府省からの第1次回答

回答区分 A 実施

「欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており」との指摘に関しては、根拠が必ずしも明らかではないが、水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化に向けた支援など総合的な対策が必要である。規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」に基づき、安全性の検証を行った上で必要な措置を行っているところ。

例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得次第措置を講ずることとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。

全国知事会からの意見

・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、規制緩和を図るべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案主体や全国知事会の意見を踏まえ、規制緩和の実現に向けた最新の状況や見通しについて、具体的に明示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

平成25年6月に閣議決定の「規制改革実施計画」に基づき、対応中。具体的には上記実施計画Ⅱ分野別措置事項（2）個別措置事項②次世代自動車の世界最速普及・水素スタンドの項を参照。

URL:<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/committee2/140613/agenda.html>
（高圧ガス保安法においては、既に許認可等が都道府県の権限となっている。）

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	367	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定権限の市町村への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定を基礎自治体が行えるよう制度の見直しを行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

新設等の届出は、本県では各市町に特例条例で移譲済である。市町が基準面積設定を希望する場合は、独自で行うことができず、県が条例を制定して設定する必要があり非効率である。このため、本事務の移譲により、新設に係る事務を市町がより一体的に自ら実施できるようになる。

また本県は市町村合併が大きく進展した県であり、市町村合併により広域化した基礎的自治体(県内市町の平均面積368.7km²)は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能となっている。

なお、大規模小売店舗法の規定により、基準面積等を定める事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による市町への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【課題の解消策】

このため大規模小売店舗法第3条第2項の大規模小売店舗の新設等の届出に係る基準面積等の条例制定主体へ「市町村」の追加を求める。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法
第3条第2項

大規模小売店舗立地法に基づく新設等の届出に係る個別の事務は、自治事務として都道府県及び政令指定都市が実施することを本則としている(地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めて市町村に事務を移譲することも可能)。

一方、基準面積は同法の適用対象を明らかにする客観基準の一つであり、その決定に当たっては個別の新設等届出に係る法運用よりも広範な影響を及ぼす事項である。こうした事情から、基準面積は国が全国的な観点から決定することを本則とし、一定の要件を満たした場合のみ、都道府県・政令指定都市が条例により定めることが認められているものである。

以上の通り、基準面積の決定については大店立地法の運用に係る個別の事務手続に比してより広域的な観点から厳格な判断が求められることから、法3条2項の規定により自治体が独自の基準面積を定める場合でも、ある程度広範な地域を鳥瞰し、客観的な評価を行いうる都道府県もしくは政令指定都市が決定することが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、基準面積の判断が可能になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、生活環境の保持であることから、より住民に身近な行政主体である基礎自治体において、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

市町村合併により基礎自治体が広域化し体制が強化されている中、政令指定都市以外の市町においても、「広域的な観点」からの判断は可能と考える。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中で、希望する基礎自治体が処理できるようにすべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案を踏まえ、大規模小売店舗の新設等の届出を事務処理特例によって市町村に移譲した場合には、基準面積等の条例制定を都道府県ではなく、市町村が行うようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

大店立地法に基づく新設届出等に係る事務を都道府県から移譲を受けている市町村があることは承知。一方、基準面積は同法の届出義務が課される対象の客観要件の一つであり、域内に立地している、あるいは将来立地予定の大規模小売店舗に一律に影響を及ぼす要素である。よって、基準面積の決定と個別の届出に係る事務処理の主体を同列に扱うべきではない。

政令指定都市は地理的な広域性のみならずその人口規模から、例えば商業地域や住宅地域、ロードサイド、工業地域など様々なエリアを包含しており、大店立地法の届出についても質的・量的に多種多様な事例が蓄積されていると考えられる。こうしたことから、基準面積は法定事項として国が全国的な観点から決定することを原則としつつ、同法3条2項の規定により地方公共団体が決定する場合にあっては、広域的な視点並びに法運用の蓄積において都道府県に準ずる実態を有するとみられる政令指定都市までが決定主体とされるべきである。

仮に手挙げ方式にせよ、希望する市町村において基準面積の決定が可能となった場合、立地地域周辺の交通状況その他の環境について、エリア横断的な視点、あるいは過去の届出事務処理の蓄積に基づいた検証・検討が十分なされないままに基準面積が引き上げられる可能性がある。その結果、当該地域と特性と照らし合わせれば本来求められるべき店舗の施設配置や運営方法について行政のチェックが行き届かない店舗の増加を招き、例えば騒音や交通安全上の問題などが引き起こされる虞がある。そうした場合、大店立地法の法目的である周辺生活環境の保持、ひいては地域社会の健全な発展や国民生活の向上が阻害されることとなる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	845	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気工事業者の登録等の市町村への権限移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気工事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。

- ① 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにする。
- ② 電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から基礎自治体への権限移譲を行い、事業所の所在する基礎自治体が所管させるとともに、届出についても、基礎自治体に行うこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工事業者でありながら、県域内のみに事業所を設置する電気工事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している電気工事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。

さらには、電気工事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、国所管の事業所によるオール電化切替工事に伴うトラブルが発生した場合であっても、直接、調査や指導を行えないといったことが指摘されている。

本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導等することができる。

一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる

根拠法令等

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第3項、第6条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10～12条、第14～16条、第17条第2項、第17条の2、第17条の3、第27条第1項、第4項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条第2～6項

国所管の電気工事業者の中には、100以上の事業所を登録しているケースもあり、国が所管する仕組みを変更し、事業所単位で地方自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうこと、事業者の申請コストが増大してしまうといった弊害が生じることからも、事業所単位で基礎自治体(市町村)が電気工事業者の登録等を行うようにすることはできない。

また、後段のご要望については、地方自治法第252条の17の2に基づき、都道府県は条例の定めるところにより市町村が事務処理することとすることができる(実際に、条例により、都道府県が行うこととなっている電気工事関係の事務処理を市町村が行うこととしている事例がある。)ため、現行制度においても対応可能である。

(なお、電気工事の登録は、営業所が二以上の都道府県に所在する場合は国、一の都道府県にのみ営業所が所在する場合には当該都道府県に登録することとなり、二重規制(行政)との御指摘はあたらない。)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「事業所単位で地方自治体で所管する制度とした場合、広域指導の観点から規制の実効性が乏しくなってしまうこと」との回答については、権限の委譲後も国が統一した指導マニュアルを策定すること等により、規制の実効性を確保することは可能である。

「事業者の申請コストが増大してしまう」との回答であるが、今回の提案の趣旨は事業者のコストの問題もさることながら、同一行政区域内の事業者の指導について、地元自治体が一義的に責任を負うことで、地域住民の安全を確保するというものである。

「現行制度においても対応可能」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、国の権限に属する事務について、まずは地方へ移譲してほしいというものであり、県から基礎自治体(市町村)への移譲は、次のステップの課題として、環境の整備をされた基礎自治体から順次実施することを考えている。

「二重規制(行政)との指摘はあたらない」との回答であるが、今回の提案の趣旨は、同一の行政区域に存する同一の事業を営んでいるものでありながら、その営業区域の大小により所管する官公庁が異なることをもって「二重行政」とし、それを解消することにより、効果的・効率的な指導監督体制を構築しようというものである。

全国知事会からの意見

・電気工事業者の登録等の権限については、市町村に移譲するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事業者が複数の市町村に事業所を持つ場合、申請先が増加することとなり事業者の負担が増大することから、市への移譲については慎重に検討すべきである。

国所管の電気工事業者は約1700社あり、100以上の事業所を44都道府県にまたがって設置している事業者もあるため、国の権限に属する事務を都道府県へ移譲した場合においても、事業者の申請コストが増大してしまうといった弊害が生じる。仮にこうした事業者を各都道府県が管轄することとした場合、一つの事業者に対して複数の都道府県が指導を行う非効率が生じてしまう。こうした事業者に対し、効果的に指導を行うためには、国が広域的に対応することが規制の実効性・行政コスト・事業者コストの観点からも最適であると考えている(全国市長会からの意見にもある事業者コストの増大だけでなく、行政事務の細分化による行政コストの増大も懸念される。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	31	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中心市街地の活性化に関する事務の都道府県への移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

「中心市街地の活性化に関する法律」の業務のうち、「特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務」と「中心市街地再興戦略事業費補助金」の交付事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務については、法に規定する基本計画はすでに国が認定済みであり、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定はその事業計画の範囲内であるから地方に任せるべきである。これまでのところ支障となる具体的事例はないが、法改正が実施されたことにより基本計画策定件数が増加することも想定されるため、都道府県による地域の実情に応じた事務処理がより効率的である。また、事業者への利便性の確保や迅速な事業執行の確保の観点から、市町村の現場に近い都道府県が認定を行うことが適当かつ効果的と考える。

他方、国認定基本計画に位置づけられた個別事業については、都道府県が地域の実情に応じて補助スキームを定め、財政支援することがより効果的である。そして、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務は、地域の実情に応じた視点が必要であり、市町村の基本計画を存知し、市町村及び地域と緊密に連携する都道府県での実施が効率的である。

具体的な実施方法は、財源移譲を受けた上で、都道府県の単独補助事業として実施する。すなわち、都道府県が個別事業計画を認定し、市町村と一体となった財政支援を実施する。また、都道府県は市町村に対して補助を行う。(間接補助を想定)

根拠法令等

中心市街地活性化に関する法律第40条、第41条
中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱

総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されるものではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定することとなっている。なお、主務大臣には経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。

中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。

特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要がある、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限委譲することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国知事会からの意見

・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかんがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで支援等を行う必要がある。

また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定制度は、市町村が策定し内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)に記載された事業について、別途、事業実施者から申請される詳細な計画を主務大臣が認定するものである。これは、基本計画の認定プロセスにおいては、事業の概要について、特定民間中心市街地活性化事業の趣旨とそれに関する基本的な方針に照らして齟齬が無いかどうかを確認した上で、経済産業大臣が内閣総理大臣の認定に同意するものであるのに対し、特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣の認定プロセスにおいては、特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業について全国的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。

加えて、特定民間中心市街地活性化事業に付随する予算事業については、上述の趣旨に加え、限られた財源の中で、よりモデル性の高い事業に限定して採択を行う必要があることから、権限委譲することは適切ではない。

さらに、現行制度では、中心市街地活性化法第48条第5項において、経済産業大臣が当該計画の認定を行った際には、都道府県に対して速やかにその旨を通知することとされていること、また、当該事業を実施するにあたっては、地元の中心市街地活性化協議会の協議を経る必要があるが、都道府県が当該協議会に

積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。※例：高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	473	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧:戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)の 交付事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中心市街地再興戦略事業費補助金の交付
特定民間中心市街地活性化事業計画の認定
中心市街地活性化に関する委託事業の実施
市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。
これらの地域の産業・経済の振興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第40条

補助・委託等に係る中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。

特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中心市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っていることから、権限委譲することは適切ではない。

なお、総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画には特定民間中心市街地活性化計画の認定を受ける旨が記載されるが、そのことをもって特定民間中心市街地活性化事業計画として認定されているわけではない。特定民間中心市街地活性化事業計画の認定においては、別途申請される詳細な計画を踏まえて主務大臣が認定することとなっている。なお、主務大臣は経済産業大臣の他、国土交通大臣、農林水産大臣が含まれている。

基本計画に対する助言については、都道府県は認定基本計画の写しの送付を受けたときに、市町村に対し、助言をすることが出来ることとなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、都道府県が行うほうが、各地域の実情を熟知しているため、よりの確に事業を執行できる。

また、内閣総理大臣が認定を行った基本計画について、十分に把握しておくことで全国的な視点のもとで事業を行うことは可能であると考えます。

また、周辺地域の先導的モデルとなり得るかの判断を、地域の実情をより詳しく把握している都道府県が行うことで、より施策効果の適正化につながると考える。

全国知事会からの意見

・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかんがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで支援等を行う必要がある。

こうした観点を踏まえ、特定民間中心市街地活性化事業に付随する予算事業については、市町村が策定し、内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)に記載された事業について、主務大臣が、別途、事業実施者から申請される詳細な計画を認定し、当該事業計画に掲載されている事業に対し、さらに、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業として全国的視点のもとで採択していることから、権限委譲することは適切ではない。

また、地域の実情に沿ったきめ細やかな事業に対する支援について、その地方ならではの取組を都道府県が支援することについては、引き続き実施して頂くことが重要であると認識している。

なお、現行制度では、中心市街地活性化法第48条第5項において、経済産業大臣が当該計画の認定を行った際には、都道府県に対して速やかにその旨を通知することとされていること、また、当該事業を実施するにあたっては、地元の中心市街地活性化協議会の協議を経る必要があるが、都道府県が当該協議会に積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。

※例：高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	765	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び中心市街地活性化法第40条第4項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務、同条第5項による通知、第41条第2項による認定の取消し など、中心市街地の活性化に関する事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国は中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要があるとしているが、国が中心市街地再興戦略事業費補助金の対象としている子育て支援施設等を併設した複合商業施設や地域産品の販売所の整備、持続的にぎわい創出につながるイベントの開催支援等は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圈が複数の市町域にまたがることから、広域団体である県が行う方が総合的な施策展開が望める。

また、経産省では、商店街関係の補助金も含め、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されている。県として地域の産業振興施策を一元化し、効率的に推進するにあたり支障があり、非効率である。

そこで、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務を国から県へ移譲し、県施策との一元化を図ることにより、総合的な中心市街地の活性化施策を実施する。

【想定される事業スキーム】

①金の流れ: 経産省 → 県(交付金) → 商店街振興組合等

②内容: 中心市街地再興戦略事業補助金は、1件あたりの補助額が100万～5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。

③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択

通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項、第40条、第41条、中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱

中心市街地の活性化に関する事務は、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。

特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定して採択を行う必要があり、中活市街地活性化法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところである。

また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定は補助事業の採択とは別の制度であり、別途事業者から申請される詳細な事業計画を踏まえて主務大臣（経済産業大臣・国土交通大臣・農林水産大臣）が認定する必要があり、付随する通知・取消しに関しても主務大臣が行う必要がある。

よって、中心市街地再興戦略事業費補助金の交付事務及び特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等について権限委譲することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国は基本計画の認定によってその役割を全うしており、他の施策と連携して総合的に事業を推進できる都道府県に移譲すべきである。

・また、特定民間中心市街地活性化事業計画は、地方税の不均一課税など地方公共団体の支援措置にも関係している。

全国知事会からの意見

・中心市街地の活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中心市街地の活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

中心市街地の活性化は、市町村・都道府県、地域住民等が連携し、主体的に取り組む重要性にかんがみて、国が集中的かつ効果的に支援するものである(中心市街地活性化法第3条規定)。特に、国の役割としては、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで支援等を行う必要がある。

また、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定制度は、市町村が策定し内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画(以下、「基本計画」という。)に記載された事業について、別途、事業実施者から申請される詳細な計画を主務大臣が認定するものである。これは、基本計画の認定プロセスにおいては、事業の概要について、特定民間中心市街地活性化事業の趣旨とそれに関する基本的な方針に照らして齟齬が無いかどうかを確認した上で、経済産業大臣が内閣総理大臣の認定に同意するものであるのに対し、特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣の認定プロセスにおいては、特定民間中心市街地活性化事業の詳細を確認し、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業について全国的視点のもとで認定していることから、権限委譲することは適切ではない。

加えて、特定民間中心市街地活性化事業に付随する予算事業については、上述の趣旨に加え、限られた財源の中で、よりモデル性の高い事業を限定して採択を行う必要があることから、権限委譲することは適切ではない。

さらに、現行制度では、中心市街地活性化法第48条第5項において、経済産業大臣が当該計画の認定を行った際には、都道府県に対して速やかにその旨を通知することとされていること、また、当該事業を実施するにあたっては、地元を中心市街地活性化協議会の協議を経る必要があるが、都道府県が当該協議会に積極的に参加することが可能であることから、現行制度においても都道府県が認定事業と連携を図ることが可能である(※)。

※例:高松市、鹿児島市などは、協議会のメンバーとして県が参加している。

なお、ご指摘の特定民間中心市街地活性化事業計画による地方税の不均一課税の減収補填措置については、活用実績が少なく、今後の活用見込みも想定されないことから平成26年の中心市街地活性化法の改正において制度を廃止している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	446	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。

この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う。)

包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以外の権限移譲については、権限を行使した時の影響が全国に及ぶことや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。

根拠法令等

割賦販売法第40条第3項、第41条第1項
割賦販売法施行令第33条

各府省からの第1次回答

回答区分 A 実施

割賦販売法施行令第33条を改正することにより対応可能。
ただし、国による併行権限を規定する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

・報告徴収、立入検査に加えて、登録、改善命令、業務停止命令の権限を移譲すべき。
・前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者に対する事務については、現行法令では報告徴収、立入検査の権限にとどまっているが、許可、改善命令、業務停止命令等の権限を移譲すべき。
・権限移譲後の国による並行権限行使については、二以上の都道府県の区域にわたり消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときに限るべき。

各府省からの第2次回答

回答区分 A 実施

・包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査事務については移譲可能という方針に変更はない。

・一方、全国知事会から出ている包括信用購入あっせん業者に対する登録、改善命令、業務停止命令等に係る権限(以下「処分権限」という。)についても移譲すべきという意見については、下記の理由により、都道府県への移譲に適さないと考える。

まず、都道府県間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、都道府県を跨る消費者被害が生じた場合に迅速・適切な対応ができない等の事態が生じ、均一かつ公平な消費者保護が図られない。さらに、こうした事態が続けば、割賦販売システムに対する国民の信頼の低下を招き、簡便な決済手段として商品の流通等の円滑化に資する当該システムに悪影響を与える。このため、処分権限は国内で統一的に運用されなければならない、そのためには国が一括して執行することが必要である。

また、一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者(以下「単県事業者」という。)であったとしても、その顧客は当該都道府県内に留まらない。クレジットカードは事業者の所在地に関係なく全国どこでも使えるなど、事業者の所在地と当該事業者の契約者(消費者)の所在地との間の関連性が極めて薄い。このように、単県事業者であったとしても、当該事業者に係る消費者被害は全国に及ぶことが頻繁に生じうる。また仮に処分を実施した場合、その影響は当該都道府県にとどまらず、全国の消費者に対して多大な影響を及ぼすこととなる。例えば、ある都道府県が域内の包括信用あっせん購入業者の登録取消処分を行った場合には、全国で当該事業者の発行するクレジットカードが使えなくなる等の影響が生じる。こうした事態に対し、都道府県が全国の被害実態を的確に把握した上で、全国の消費者への影響が大きい処分を適切に行うことは困難である。

さらに、割賦販売法に基づく処分の実施のためには、同法や他の消費者保護関係法に係る高度な知見や十分な経験を有する職員を一定数育成し、それぞれ配置することが必要である。しかしながら、域内に数社しか事業者の存在しない都道府県も多くあることを踏まえれば、各都道府県に専門の職員を配置することは非効率である。

・上記の理由により、国が責任をもって処分を実施することとする以上、国が独自に情報収集を行える体制は必須であるため、国が権限を行使できる場面を限定することは適切ではない。

なお、既に都道府県へ権限を移譲している前払式割賦販売業者及び前払式特定取引業者に対する立入検査及び報告徴収についても、「経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされており、国による執行について、特段の制限は課されていない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	499	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	商品取引所への立入検査等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

商品取引所法に基づく、①商品取引所等への報告徴収、立入検査、②商品取引員への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞、③委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認
商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引員への報告徴収、立入検査、指導、是正命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者の適切な監督及び消費者保護の観点から、より機動的な地方が事務を担うことが効率的である。
また、広域的な実施体制の確保については、自治体間での広域連合の形成等による対応も可能と考える。

根拠法令等

商品取引所法第86条の3、第96条の21、第96条の30、第96条の33、第96条の39、第157条、第184条、第231条、第240条の22、第263条、第322条、
商品投資に係る事業の規制に関する法律第30条、
犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条、第15条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

商品先物取引法(旧商品取引所法)、商品投資に係る事業の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)に基づく立入検査等については、商品先物取引業者51社の本社が1都2府3県に偏在している中で、地域性のない全国的に均一で公正な規制を行う必要があること、及び委託者の保護に資するためには、全国の委託者からの苦情等の必要な情報の集約や専門的な知見と経験を有する職員等の集中的な活用が不可欠であることから、国で実施すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・商品先物取引業者の本社が偏在していることは移譲できない理由とはならず、国が法令等で全国一律の規制事項を定め、それに基づき都道府県において事務を執行することは可能である。
- ・全国的に均一で公正な規制を行うことや、情報の集約や専門性の確保については、既にある都道府県の知見を活かすことに加え、都道府県間の連携や、国からの事務引継、研修等の移譲に向けた十分な準備を行うことで、対応可能である。

全国知事会からの意見

- ・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

事業者が1都2府3県に偏在している中、商品先物取引業者と契約をする委託者は全国に存在。仮に都道府県に事務権限を移譲したとしても、被害者が生じた都道府県が商品先物取引業者の存在しない都道府県であった場合、被害者が生じた都道府県は被害者を生じさせた事業者の存在する都道府県において権限の行使は出来ない。

事業者の所在が偏在している以上、各都道府県に担当者を配置することは非効率的であることが明確であり、国において一元的に権限執行する方が機動的である。

よって、御要望の権限については、対応不可であると考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	510	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。

国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。

そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。

なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。

根拠法令等

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条

各府省からの第1次回答

回答区分 B 手挙げ方式により実施(権限移譲に限る)

当省の見解としては、十分な体制整備及び共管省庁と制度の在り方について調整が整った場合に、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲することが望ましいと考える。なお、他省庁所掌分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県は十分な体制を整備することができ、共管省庁の同意があれば移譲は可能である。総合効率化計画の認定等の事務については、計画を実施する者の種別等に応じて、国(国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)または都道府県が行うこととなっており、申請者にとっては煩雑な制度となっている。この状況を改善するため、権限移譲に当たっては、国(三主務大臣)の所管分すべてについて同時に行う必要があると考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 B 手挙げ方式により実施

当省の見解は、従前のおり。他省庁所掌分については各省の判断によるため、当省で判断できるものではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 53

管理番号	376	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もある(この経験を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事案が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。

【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。

根拠法令等

砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の重要性については十分理解している。
一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

犯罪対策閣僚会議「世界一安全な日本」創造戦略や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。

全国知事会からの意見

・砂利採取業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようにするべきである。
・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見通しを明示していただきたい。
○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。
今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	884	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲				
提案団体	広島市				
制度の所管・関係府省	経済産業省、環境省				

求める措置の具体的内容

都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。
この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正による効果】

フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。

基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。

第一種フロン類充填回収業の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立入・指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。

【権限移譲について懸念される事項】

第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大とならないよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。

【平成25年12月20日閣議決定との関係】

地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、…登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。

根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

政令指定都市への登録を行った業者について、都道府県へ登録を行った事業者同様に当該都道府県域での業務を行うことができるよう措置を講ずるとの考えを提案いただいているが、政令指定都市は当該市において登録を行った事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要となることから、いずれにしても当該都道府県において登録を行う必要が生じる。現状、第一種フロン類充填回収業者は第一種特定製品(大型の冷凍冷蔵施設やビルの空調機器等)の設置されている現場に出向いてフロン類の充填又は回収作業を行うことが多く、大半が一の都道府県・市町村を越えて営業を行っているところ、政令指定都市における業務について新たに登録を求めるとすれば、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえうえて、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

手挙げ方式や社会実験による検討を提案いただいているが、先に回答させていただいたとおり、指定都市に対して第一種フロン類充填回収業者の登録に係る権限を移譲した場合、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することとなるため、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	501	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	航空機の関連法令の施行に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

航空機の製造確認、修理確認及び航空機用機器の製造証明に関する届出の受理

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

関東地方産業競争力協議会でも航空宇宙産業を戦略産業の一つと位置付け、今後は受注拡大に向けた一貫受注生産体制の確立により、戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場を創出し、関東地方の産業競争力強化を図ることを目指していることから、航空機に係る経済産業局の事務権限の移譲を求める。

根拠法令等

航空機製造事業法第8条第2項、第6項、第10条第2項、第12条第2項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

航空機産業を戦略産業と位置付け、一貫受注生産体制を構築し関東地方産業競争力の強化を目指すとしていることと、航空機製造事業法における航空機等の製造確認の届出等の受理の事務の都道府県への委譲がどのように関連するのか因果関係が不明であり、対応できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

産業競争力強化を目指すとしている中で、航空機等の製造確認の届出等の受理の事務を申請窓口が身近にある都道府県で行うことにより、産業競争力強化につながるものとする。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

本件の届出受理事務と航空機産業競争力強化の因果関係について合理的な回答がなく、必要性等が認められない一方で、届出の前提となる国の事務である許可や国家試験との関係で非効率な業務(照会・情報提供等)が新たに発生するため、対応できない。
(なお、航空機産業競争力強化に有効な規制の見直し等の提案があればお示しいただきたい。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	370	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

法第5条第2項第8号及び第9号に係る部分について、同意協議ではなく事後報告または届出とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業立地促進法第5条及び第6条に基づく「基本計画の主務大臣への同意協議」については、これまでに協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化が行われたが、現状においても、基本計画の同意を得るための主務大臣と他省庁間の事前協議に時間を要しており、地域産業活性化協議会での協議期間を含めると、承認までに6か月程度を要する事例がある。初期投資を抑制しようとする企業は、同法に基づく低利子融資等の優遇策の活用が適否が不明なため、法に基づく基本計画が同意(計画の変更を含む)されるまでの間工事着工が出来ず、場合によっては投資計画そのものを見直す必要が生じるなど、長期の協議期間が企業の円滑な事業推進に大きな支障を生じている。特に近年、設備投資を決定してから実行に移すまでのスパンが短い企業が多く、平成25年度には、法に基づく低利子融資活用決定までに数か月を要することがネックとなり、活用を断念した事例もあり、法の目的と実務が乖離している。一連の手続きに時間を要する主な理由のひとつとして、関係省庁との事前協議に多くの時間を要していることが挙げられる。この点については、事前に関係省庁の審査項目を県に示すことにより、事前協議段階で県内部や市町村等関係団体との協議を進めることが可能となり、協議の迅速化に繋がる。

【必要性】関係法令との整合性については、県がその責任において、関係部局との連携を図りながら確認することとし、主務大臣、特に経済産業省以外の関係大臣との同意協議については事後報告又は届出とする必要がある。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律
第5条及び第6条

企業立地促進法第5条に基づく同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は基本計画に基づく企業による立地及び設備投資に対して各種優遇措置を講じていることから、これら制度の活用にあたっては、国がその内容を確認する必要があるという意見は、一般的には理解できる。しかしながら、今回の提案の趣旨は、国の同意までに長い期間を要していることが、企業が当該制度を活用する際の支障となっている状況を踏まえ、企業の目線に立って制度を活用しやすくするというものであり、そのためにはやはり思い切った権限移譲の措置が必要である。

企業立地促進法第1条(目的)には、「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と明記されているところであり、「地域の自立的な取り組みを支援する」という同法の趣旨を鑑みると、国による財政上の措置があるために国の関与が不可欠であるということであれば、それは法の目的と実務が乖離していると言わざるを得ない。

仮に今回、国の同意協議を事後報告又は届出とすることがどうしても難しいという判断になるのであれば、例えば、同意に要している期間を短縮するために、①事前協議の段階で、各省が想定する審査のポイントを自治体に示す(*事前協議の時間短縮)、②多くの時間を割いている関係大臣押印や地域産業活性化協議会構成員の押印の手順、手法を改善する(*本協議の時間短縮)、などの方法により、同意手続きの迅速化を図って頂きたい。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 『「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法として

は、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	45	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

地域産業活性化協議会の関係法令に関わる地方支分部局への意見聴取、協議内容の報告等による事務の迅速化

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
国との協議や意見の調整に時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

【制度改正の必要性】
地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
第5条 第1項

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の特性・強みを活かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指す法律の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	173	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	鳥取県、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

国の同意が不要となれば、より迅速に企業立地計画・事業高度化計画の認定が可能となり、基本計画の同意まで企業の投資にストップをかけることがなくなる。

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。

また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。

国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。

なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に措置することが可能である。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 『「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何

か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	474	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後 企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。

協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。

法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。

直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更に半年近くの時間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。

地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適応した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとするべきである。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

財政上の措置の問題で国の確認が必要との意見は一般的には理解できるが、本来その確認事項は必要最小限のものとするべきである。
計画の策定や変更に関する協議及び同意に時間がかかりすぎるため、経済状況に適した迅速な対応ができないことが支障となっている。
その改善のためには、個々の項目について確認が必要な理由を明らかにしたうえで、合理的でないものは、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとするべきである。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 『『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要』という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	593	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	京都府、大阪府、鳥取県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。
なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期間を短縮することを求めるもの。
また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会を、事前届出により担保できると考えている。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国の確認の廃止を求めているものではなく、平成26年4月から国税の特例及び国補助金が廃止されていることから、事前届出制に変更する等手続の簡素化を求めているもの。

企業立地においては、事業を展開するスピードが重要であることから、地域の実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをすべき。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 『『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要』という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既の実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	807	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し				
提案団体	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとすること
基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。

【支障事例】
現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間とで共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない)
また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2~3月間の時間がかかる。

【制度改正の必要性】
基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。
なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。

根拠法令等

企業立地促進法第5条第1項

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・国の他の政策等との整合等について事前の確認が必要とあるが、国が事前に必要となる事項について基準を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。
・国として財政上の措置を実施していくため、(事前)確認が不可欠との回答は、企業立地促進法第1条の規定「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずる。」に沿ったものとは言えないのではないか。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

基本計画は、企業立地促進法第5条第1項により、市町村と都道府県が共同して、地域産業活性化協議会における協議を経て作成することとしているが、これは、企業立地等による産業集積の形成及び活性化を図る上で重要となる事業環境やインフラ整備(道路、港湾、工業用水等)、農地転用等の企業立地に関する手続き等、事業環境の整備について、その多くを都道府県が実施(又は関与)しているためであり、市町村と都道府県が緊密な連携と適切な役割分担を図り、効果的かつ効率的な政策展開を実施していくためにも、基本計画を市町村と都道府県が共同して作成することが必要である。仮に、市町村のみで基本計画を策定して都道府県が同意をしたのでは、地域が国の支援を得るための要件にはなり得ず、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 55

管理番号	962	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画に係る国の協議、同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。
国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。
地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認することで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じており、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意までに6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果定めた基本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。

また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考える。

国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。

なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県における企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に措置することが可能である。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきた現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同意の権限移譲などの更なる制度改革を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

○ 『「財政上等の措置」があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法としては、事後届出により不備がある場合には是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何

か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく基本計画の同意(同法第6条に基づく基本計画の変更に係る同意を含む。)は、企業立地に関係する国の他の政策等(工場立地法の特例措置、減収補填、低利融資、施設整備補助等)との整合等を事前に確認することで、国の支援が円滑に実施されるよう配慮するためのものである。仮に、基本計画の同意協議の廃止等を行った場合、地域に対する支援措置を講じる際に国が個別に確認せざるを得なくなり、現状よりも国の直接的な関与が高まると考えられる。また、同意協議の廃止等を行うにも関わらず、地域に対する支援措置を国が確認しないこととする場合、現在の国の支援措置を維持することが困難となる。

また、企業立地促進法第5条第2項各号における個別項目についても、それぞれの項目について国の支援策を得るために必要不可欠なものであり、仮に、その個別項目を廃止した場合は、それぞれの支援措置を維持することが困難となる。

なお、個別項目については、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月)を踏まえ、内閣府との協議等を経て必要な見直しを既に実施したところである。(平成23年4月の第1次地方分権一括法において13項目のうち3項目については廃止済み。)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	13	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めている通知の廃止				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	農林水産省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について同法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国との連絡調整を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第5条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区においては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改善局長等通知において、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじめ地方農政局等関係省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な指摘(ある地区での実施計画の未完工を理由に、近隣地区の実施計画の作成を認めない等)を受ける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、工業団地の開発に大幅な遅れが発生している。

【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分に調整を行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していることなどから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項
「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭和63年8月18日付け63構改B第855号)第4の4連絡調整等

1 農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土地利用計画との調和が図られているか、地域全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行うためのものである。

2 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。

また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事案の発生を懸念しているが、実施計画に基づく開発の実施主体のほとんどが自治体をはじめとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏まえ、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たらないと考える。

いずれにしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている関与法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を諮った上で、計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものとするため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議とはいえない。

これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があるところ、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。

また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事案では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事態は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上では決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料。

なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。

(参考)

連絡…相手に通報すること、相互に意思を通じ合うこと

調整…調子を整えて過不足をなくし、程よくすること

(広辞苑(第5版)より)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	497	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域経済動向の把握及び分析等の事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

県内立地企業等の業況、生産、設備投資などの地域ごとの経済動向をヒアリング調査等を実施し、その結果の集約・分析等を行う

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域経済動向の把握、分析・調査については、現在も各都道府県を単位として行われており、分析結果の活用や機動性確保の観点からも、地域が行うことが望ましいと考える。
また、広域的な実施体制を補完する観点からは、日本銀行が実施している企業短期経済観測調査の活用なども可能であることから、都道府県が当該事務を行った方が、より効率的で地方の実情に応じた処理がなせると考える。

根拠法令等

広域関東圏産業立地ガイドブック

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

経済産業省で実施している地域経済動向の把握、分析・調査は、経済産業省職員が、民間企業等の任意の協力を得て、現地に赴いてヒアリングをするなどの方法で情報を収集し分析等を行っているものであり、特段、国の権限を行使して行っているものではない。

従って、現状においても、地方公共団体に同様の方法で調査を実施することは可能。

なお、根拠法令等に記載されている「広域関東圏産業立地ガイドブック」については、外部委託により2009年まで作成されていたが、現在は作成は行っていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国と地方がそれぞれに分析・調査することは民間企業等の負担を考慮しても好ましくなく、二重行政となっている。

地方が一元的に行うことで、国の行政改革に資するとともに、地域に密着した地方が分析・調査を行うことで、より効率的で、地方の実情に即した処理がなせると考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 B 手挙げ方式により実施

提案団体(神奈川県)に提案内容の詳細を確認したところでは、経産省が実施している「地域経済調査」の事務委任を希望とのことであったが、「地域経済調査」は、法令等に基づく義務的な調査ではなく、あくまでも経産省が地域の経済状況を把握するために任意で行っているものであり、事務委任をするに当たっては、全都道府県に強制的に事務の実施を課することはできないことから、地方公共団体の発意に応じた手挙げ方式による実施を提案する。

なお、提案団体(神奈川県)からの本提案の理由は、「国と地方がそれぞれ分析・調査することによる二重行政」を排除することが目的とのことであるが、地域経済の状況に関する情報は、国としても必要であることから、実施方法としては、現行の地域経済調査の調査票をベースとした共通の調査フォーマットに基づき実施するものとし、調査を実施する各都道府県は経済産業省の提示するスケジュールに沿って、定期的(3ヶ月に1度)に企業ヒアリングを実施し、企業ヒアリングの個票及び分析結果を、経済産業省に情報提供するという方法を提案したい。なお、本調査に係る事務委任を希望しない地方自治体については、引き続き、当該地域の調査は経済産業省で実施するものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 22

管理番号	71	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の概要】

創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。

【制度改正の必要性】

本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。

【本県の状況】

連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等にあつては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。

【懸念の解消策】

市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

起業・創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいくべき事項であり、現状の認定件数を前提に事務処理が非効率になる恐れがあることをもって、権限移譲の対応不可とすることは如何かと思えます。

また、各地のモデルとなる創業支援体制に係る全国的な横展開の件については、先ず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都道府県における創業支援施策や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。

○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。

横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<権限移譲について>

本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。

このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 22

管理番号	391	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けられないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外になってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻りに計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。

【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条
産業競争力強化法施行規則第41条～第45条

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率率は生じないものとする。

また、地域の特徴ある創業支援体制を全国に横展開する取組は重要であるが、そうした全国比較については必ずしも計画認定の段階で行う必要はなく、国における補助事業の採択審査や、事例集作成等により実施可能である。

都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながり、モデルの創出にも資するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の創業支援体制を、大分県における「3年間で1,000件の創業支援」といった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率10%」、「ローカル10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものとする。

なお、大分県内の市町村からは、出張旅費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。

○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。

横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はある

のか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<権限移譲について>

本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。

このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 22

管理番号	699	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。

第113条 創業支援事業計画の認定
第114条 創業支援事業計画の変更等
第137条3項 報告書の徴収
第140条1項6号 主務大臣等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。

国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。

さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、创业者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。

【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。创业者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では创业者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。

行政効率的な観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。

【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に關係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。

※2 创业者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【認定件数増加への寄与】

都道府県が持つネットワーク力で地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の策定支援を行うことができ、今以上に認定件数を増やすことが可能になる。

実際、9月締切の第3回申請は、大阪府では2市のみ、関西の他府県では申請がないと聞いているが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあることも一因として考えられる。

この点、都道府県への創業支援事業計画の権限移譲により、近隣地域とのバランスを考慮して、都道府県が「商工会連合会等と連携して法の枠組み以外で行う創業支援施策＝補完行政」を行うことができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を誘導することも容易になる(例えば、大阪府は、「事務の共同処理」「機関や内部組織等の共同設置」等の市町村の連携を促進した実績がある)。

このように、都道府県への権限移譲により、「ローカル10,000プロジェクト」等の政府目標に貢献することができ、申請件数に陰りが見える現状からすれば、決して時期尚早ではないと考える。

【執行体制の整備の必要性について】

執行体制については、都道府県に創業支援担当が、創業支援ポータルサイトの運営、所管の商工会・商工会議所(地域の創業支援事業の中核)への指導監督を通じて、創業支援情報の入手、市町村や経済団体との情報交換を通じて各創業施策を総合的にコーディネート、情報の集約発信は行っており、経済産業局以上に地域の実情を把握している。改めて体制整備に努めずに現状で認定、指導対応は十分可能である。

<大阪府の取組> 以下を通じて、創業支援機関の活動状況や能力を把握・集約

- ・創業支援機関ネットワーク会議(官民90団体以上が参加)
- ・支援機関推薦型創業ビジネスコンテスト ・大阪府、メールマガジンの配信

【先進的な取り組み等の反映について】

地域の「秀逸なモデル」ピックアップするには、地域実情を把握している都道府県が最適である。「他地域の先進的な取り組みの反映」については、適切な技術的助言に基づき府県から事例を国に報告・集約し、それをフィードバックする仕組みで、極めて容易に解決、最適化が実現できる。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。
- 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。
横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<権限移譲について>

本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。

このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

農林水産省の地方支部局の事務権限を都道府県に委譲するのか否かについては、農林水産省で判断されるべきものであって、中小企業庁が農林水産省の判断に意見することはできないと考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	160	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

【支障事例】

当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。

- ①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
- ②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
- ③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
- ④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。

【効果】

改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。

②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくなる。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後も、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。

今回、「団体助成コース」については対応不可との回答であるが、個々の事業者も都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡と思料。

事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減いただくことをご検討いただきたい。

また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることをご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。

この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。

他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	241	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が雇用管理を改善するために策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

法における支援措置(助成金)を国(労働局・ハローワーク)へ申請する要件として、知事の改善計画の認定が義務付けられているが、助成金受給の際には、別途国へ申請が必要であり、申請者に大きな負担となっている。具体的には、計画認定の申請書類7種類のうち4種類が助成金受給の申請書類と重複している。

【懸念の解消策】

改善計画の認定は、助成金受給の要件のほか、中小企業信用保険法等の特例の要件にもなっているが、現実には、改善計画の認定後に助成金受給以外の支援を活用した事例はなく、支障はないと考える。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後も、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「個別中小企業助成コース」については、改善計画の認定が助成金の支給要件でなくなることで、認定申請がほぼ見込めないため、制度が形骸化するものと思われる(242の本県意見を参照いただきたい)。また、認定制度が残ることで、改めて助成制度の支給要件となる可能性が残り、申請者にとって負担となる恐れがある。

「団体助成コース」については、二重の手続をなくすために、改善計画の認定を廃止し、助成金の申請手続として改善策を立案させ、指導・助言することが適当と考える。なお、助成案件に対して県が連携して指導・助言を行うことは、当然、可能である。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。

この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。

他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	961	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	雇用・労働
提案事項 (事項名)	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業労働力確保法に基づき事業主が策定する改善計画について、都道府県の認定を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業が当該計画の認定申請を行うのは国の助成金受給申請の条件になっていることによるもの。
当該計画の認定が助成金申請要件となっている場合の手順は次のとおりで煩雑。
①企業等は、予定している改善計画が助成金の対象となるか、労働局に相談する。
②企業等は、都道府県への認定申請書を作成し提出する。
③都道府県は、国が定める認定審査基準等に照らして認定するか否かを判断する(場合によっては、あらかじめ国に協議し同意を得る必要がある)。
④都道府県から認定通知を受領した後、企業等は、国の定める日までに、労働局に助成金の受給資格認定申請を行う。
改善計画に係る都道府県の認定事務を廃止し、改善計画の項目のうち必要なものを助成金受給資格認定申請書に追加することで、企業は、上記の②の手続が不要となり、企業等の負担が軽減され、助成金を活用して雇用環境の改善を図る企業等が増加する可能性がある。
②、③がなくなることで、事務の簡素化が図られるとともに、企業等は、労働局への申請までの時間短縮を図ることができ、事業実施期間開始予定までのスケジュールをたてやすくなる。
現在、中小企業等に対する従業員の処遇や環境改善促進のための助成制度の中で当該認定を条件としている助成金は、事業主団体を対象としたもの1件しかなく、従業員の処遇改善等に関する国の政策において、認定そのものの必要性が薄れていると思われる。
改善計画の認定を条件とする助成制度が減ったことに伴い、本県に改善計画を提出する企業等もほとんどなくなっている。

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項

ご指摘の助成金である中小企業労働環境向上助成金は、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としたものであるが、このうち、個々の企業が申請主体となる「個別中小企業助成コース」については、中小企業労働力確保法に基づく改善計画について都道府県知事の認定を受けることを既にその支給要件から外しており、助成金の申請手続きにかかる中小企業事業主の負担軽減を図っているところである。

他方、「団体助成コース」については、①申請の主体が事業協同組合等の団体であり、個々の中小企業事業主ではないこと、②改善事業の実施については、同業種ぐるみ、同地域ぐるみでの取組みが有効であるところ、限られた財源をより効果的に活用するためには、目標を達成するために適切なものかどうかといった観点から、極力有効かつ効果的な改善計画について事前に認定を行い、助成措置を講じる必要があること、③改善計画の認定は、従来から中小企業に対する経営及び雇用に関する指導等を行っており、そのための組織体制が整備されているほか、それぞれの地域における中小企業の実情を十分把握している都道府県において行うことが望ましいこと、④人材不足分野における雇用管理改善の推進が重要な政策課題となっており、今後も、国と都道府県が連携してこの課題に取り組んでいく必要があることから、引き続き「団体助成コース」に係る改善計画について都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とし、改善計画の認定事務について各都道府県にご協力をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案の主旨は、労働局への申請までの時間短縮を図り、事業実施期間開始予定までのスケジュールを立てやすくすることにある。

財源の有効活用、認定計画に係る改善事業の的確な実施のための指導・助言の必要性については、個々の事業者と何ら変わらないことから、個々の事業者同様、都道府県認可の団体も労働力確保という目標に向けた計画を立案する点は同じであり、団体のみに負担を課すことはバランス上不均衡である。

事業協同組合等についても、中小企業事業主と同様に、都道府県知事の認定を支給要件から外し、負担軽減すべき。

また、中小企業信用保険法等の特例についても、同様に、事業主等の負担軽減を図ることを検討すべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って都道府県の認定を廃止するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

今年度の日本再興戦略改訂版(平成26年6月24日)において、医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等の人材不足分野における雇用管理改善を促進し、人材確保・育成対策を総合的に推進するとされたことを踏まえ、厚生労働省としては、本年7月から、全国の都道府県労働局が各都道府県の担当部局と連携して事業主団体を訪問し、雇用管理改善に関する啓発運動(「魅力ある職場づくりキャンペーン」)を実施しているところであり、その中で中小企業労働環境向上助成金についても周知・広報に努め、活用促進を図っているところである。

この中小企業労働環境向上助成金の「団体助成コース」に係る改善計画について、都道府県知事の認定を受けることをその支給要件とすることの必要性については、先般ご回答申し上げたとおりであり、引き続き、各都道府県にご協力いただきたい。

他方、「団体助成コース」について申請負担の軽減を図るべきではないか、といったご指摘に対しては、現行の施策の活用促進を図る上でどのような改善が必要かといった観点から、今後、検討してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	252	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により新設予定の経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

現行制度(基盤施設計画)は、国が作成した商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律実施要領により、都道府県知事が計画認定していることから、新設される経営発達支援計画についても、地域の実情を踏まえた計画とするために、現行制度同様に、都道府県が認定することが望ましい。複数の都道府県で、各商工会議所が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを導入する動きが広がっており、目標達成に向けて方向性を統一するためにも、都道府県が認定することが望ましい。《事業評価システムの導入状況》導入済:6団体、検討中:3団体

【懸念の解消】

全国統一の基準や運用が必要な点は、国が作成する要領等により確保されるものとする。

根拠法令等

改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条
同法施行令第3条

今般、新たに経営発達支援計画の認定スキームを創設する目的は、小規模事業者に対して先進的な経営コンサルティング等の支援を行う商工会・商工会議所をモデルとして認定・公表し、これを全国に展開・普及することで、全国の小規模事業者に対する支援を抜本的に強化することである。

認定のポイントは、全国的なレベルでの先進性、同様の課題を抱えた他地域へ展開可能な普遍性、(他地域の情報も踏まえつつ)高い効果が見込めるか等のモデル性を問うものであるため、全国的な情報を基に国が統一的に認定を行う必要があることから移譲できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国が認定を行うべき理由としている計画の先進性やモデル性の確保は、国が一定の基準を示すことにより都道府県でも審査可能であり、加えて地域性をも加味した計画認定が可能となると考える。

都道府県は、中小企業支援に係る実情把握に通じているところもあり、小規模事業者支援に係る本件計画認定についても、都道府県による実施が望まれる。

平成26年9月1日付け知調三発第33号による全国知事会の要請も踏まえて、認定権限を都道府県知事へ移譲していただきたい。

全国知事会からの意見

・「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、今後、都道府県知事が行うこととするよう引き続き検討を進めるとともに、その実現までの間においても、都道府県が行う小規模事業者支援施策との整合を図る観点から、商工会・商工会議所が経営発達支援計画を策定するにあたり都道府県の意見を聞くこととするなど、経営発達支援計画に都道府県が関与できる仕組みを構築するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

経営発達支援計画の認定のポイントは、商工会・商工会議所の支援の手法が優れたものであり、全国の範となるようなモデル性を有しているかどうかである。国が一定の基準を示すことのみでは、経営発達支援計画に求められる最低限の基準を示すに過ぎず、全国的なレベルでの先進性や効果の高さを踏まえて判断するためには、国が統一的に認定することが必要であることから移譲できない。

一方、小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画において、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載しているところ、小規模企業の振興に当たっては、地方公共団体と連携しながら取り組むことが重要と認識している。

経営発達支援計画の認定は、今年度中に最初の認定を行う予定である。認定に当たっては、法第3条に規定される基本指針に照らして適切なものであるかどうかをみることとなるが、都道府県と共同で行う事業である場合においては、共同実施者としての都道府県の意見を踏まえられているかが判断の要素となる趣旨を商工会・商工会議所等に周知する文書に記載することとしたい。また、制度の執行に当たって、どのような形で都道府県が関与するかについては、全国知事会と引き続き協議しつつ、制度を運用してまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	498	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	官公需対策に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

官公需適格組合の証明申請対応業務
管内の都県で官公需確保対策地方推進協議会の開催

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条に基づく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に規定する証明申請対応業務を都道府県に移譲することを求めるもの。
この権限移譲により、県の施策に応じた証明申請対応業務等(都道府県ごとに施策を生かした証明申請対応業務が可能となると想定したもの)が行えるようになるものである。
なお、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定していることから、官公需における都道府県間の基本的な取扱いの均衡は保たれると考える。

根拠法令等

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。

そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由が不明であり、引き続き国で実施することが適切。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

官公需確保対策地方推進協議会の場を通じて、官公需適格組合の受注機会の確保に努めていきたい。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

官公需法第3条は、「組合」を国等の契約の相手方として配慮しなければならない、と規定されており、同条の主旨を踏まえ、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、官公需適格組合の制度が創設された。また、同条の「組合」配慮規定は、予算決算及び会計法第99条第18号に基づく、随意契約による組合優遇規定からも担保されている。

従って、適格組合制度は国の会計法令に基づく制度設計をされており、設立証明及びその後の監督、更新についても国で行うことが必要不可欠である。

なお、適格組合の証明にあたっては、熱心な指導者の有無、経理的な基盤の確立、共同受注体制の整備などが審査されるべきところ、ご指摘のような県の施策を活かした証明申請対応業務は想定されないものと考え。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	580	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中小企業者に対するセーフティネット保証(4号)に係る地域指定の都道府県知事への移譲				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業者に対するセーフティネット保証のうち、災害により影響を受けている中小企業者を支援する4号に係る地域指定について、以下の場合には、指定の権限を国から都道府県知事に移譲する。

- ①災害救助法の適用地域等、被害が甚大であることが明確な地域
- ②それ以外の場合であっても、国が設けた基準に基づき、都道府県等の調査により被害程度が一定要件を満たすと判断できる地域

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】
突発的な災害(自然災害等)の発生により売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証4号においては、災害により中小企業者の相当部分が事業活動に著しい支障を生じている地域を、都道府県や市町村の調査を基に、経済産業大臣が指定している。

【制度改正の必要性】
平成26年2月の大雪被害の際は、国による地域指定が災害発生から2か月近くかかるなど、中小企業者の迅速な資金調達(売上げの減少に伴い必要となる当面の運転資金の調達等)に支障が生じている。地域指定の権限を国から都道府県に移譲することにより、災害により影響を受けている中小企業者にとってより身近な行政機関である都道府県が災害発生後、短期間で保証に必要な地域指定を行うことが可能となり、結果として中小企業者の喫緊の資金需要に迅速に対応することができ、中小企業者の経営の安定につながるものと期待される。なお、地域指定に必要な調査は現在でも都道府県等が行うこととなっており、地域指定の権限を都道府県知事に移譲しても、事務処理を含め支障が生じることはないとする。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条第5項

信用保証制度は、毎年度、多額の国費を投入して実施しているものである。特に、経営安定関連保証(セーフティネット保証)は、融資額の100%を保証する特例制度であるため、国庫への負担が大きく、その発動には国の判断が必要不可欠である。

また、自然災害は複数の都道府県にまたがる広域災害となることが多く、被災地全体の被害状況を考慮して判断する必要があるため、一都道府県知事に権限を委譲することは適切ではない。

なお、セーフティネット保証4号における被災地域の指定にあたっては、地方自治体による被災状況の実態調査が済み次第、速やかに国において意思決定を行い、経済産業大臣の指定を行っている。

※今回事例としてあがっている2月14日の雪害においては、被災自治体の調査の終了が3月25日、国による意思決定(報道発表)が3月27日、大臣の指定(官報告示)が4月4日となっているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業者の売上の状況を把握する必要があることから調査に時間がかかることはやむを得ないと考えるが、その間、災害救助法は適用されており、甚大な被害があることは容易に想定できていた。

また、被害地域の調査については、災害復旧が最優先されるため、一般的に事業者の調査等はその後の対応となる。

中小企業の経営安定にむけて一刻も早くセーフティネット保証を発動すべきであるが、広域的な災害の場合は特に被災自治体全体の調査完了までに時間を要することから、国が調査完了を受けて速やかに発動したとしても発動までに時間がかかることになる。

2月14日の雪害における被害状況調査は、本県においては3月20日に完了しており、仮に本県に権限が移譲されていれば3月中の指定が可能であった。

セーフティネット保証の発動に国の判断が必要不可欠ということであっても、災害救助法適用地域等被害が甚大であることが明確な地域については、国が設けた基準に基づき、概ね一ヶ月以内に地域指定できるように、権限を都道府県に移譲していただきたい。

全国知事会からの意見

・セーフティネット保証に係る地域指定の権限について、都道府県へ移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

①セーフティネット保証は、取引企業の倒産や自然災害などの予想しがたい外部要因により、国として看過できない程度の中小企業・小規模事業者の経営の安定に支障を生じている事態がある場合に認めているものである。また、自然災害の際は、国としてその他の資金繰り対策（政府系金融機関による融資等）と併せて行うことが必要な場合に発動されるものである。

②信用保険を実施している日本政策金融公庫の保険収支は、毎年、数千億円単位の赤字となっている。そのため、国による適切な財政負担が無ければ制度の維持に影響を及ぼし、保証渋りにつながる可能性が否定できず、制度本来の趣旨である中小企業等の資金繰りに支障を来すことになる。

以上から、セーフティネット保証（4号）の指定については、国として責任を持って実施する必要がある。なお、地方公共団体として信用保証を活用して災害対応に取り組むことは、一般保証の範囲内で可能であり、すでに独自の制度融資を創設し、実施している地方公共団体もあるものと認識。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

管理番号	766	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援事業)の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省(中小企業庁)				

求める措置の具体的内容

各都道府県内の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁から各都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、コーディネーター・よろず支援拠点についても国の統一的な施策方針を踏まえながら都道府県が選定し、地域の中小企業の実情に応じた重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ましい。

【支障事例】今回、兵庫県においてはよろず支援拠点に活性化センター、コーディネーターに活性化センターと密な連携がとれる専門家が選定されているが、国から、活性化センター内に既存の管理体制と別の管理体制をつくることが要求されており、団体内の予算と人員を効率的に配置することができず、運営が非効率なものとなっている。

また、活性化センターのような都道府県等中小企業支援センター以外の機関や専門家が選定された場合には、

- ①財源と人員の運営が2団体に分散し、非効率的になる。
- ②都道府県等中小企業支援センター(兵庫県は活性化センター)も総合的支援の窓口となっており、利用者(中小企業者)が混乱する。
- ③各支援機関は連携する総合的支援窓口が2箇所となり、混乱が生じるとともに対応において負担が生じる。

などの問題がある。

【移譲による効果】兵庫県においてはよろず支援拠点と同じ目的を有する「中小企業支援ネットひょうご」を以前から構築済みである。財源が移譲されれば、既に整備されている「中小企業支援ネットひょうご」との一元的な運用や財源の有効活用による支援体制の強化を図ることが可能となる。

【想定される事業スキーム】

金の流れ:経産省 → 県(交付金) → よろず支援拠点(委託費)

根拠法令等

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業公募要領

本事業は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、必ずしも経営相談に十分に対応できていないケースがあったため、それら現状を踏まえ、国として経営支援窓口(よろず支援拠点)を整備し、既存の支援機関では解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施等の支援を行うものである。

そのため、同時に全国本部を設置し、各拠点での支援レベル等にバラツキなどが出ないように適切な評価や管理といった総括・サポートを行うこととしている。

上記のように、よろず支援拠点は、既存の経営支援体制では支援や解決出来ていない相談に対応するなどのものであり、地域の支援機関の機能とは競合するものではなく、あくまで強化・補完する役割を担うものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・これまでも都道府県等中小企業支援センターが問題なく適切なアドバイスを行っている。

全国知事会からの意見

・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

2014年度版中小企業白書では、現在の小規模事業者の経営課題として、「営業・販路開拓」が最も多く挙げられている。しかし、相談相手として「経営者」や「親しい人間・身内」「取引先等」が多く、公的な支援機関への相談は少数となっており、さらなる対策を講じる必要がある。

また、同白書では公的機関の連携状況について、小規模事業者から、「国、都道府県、市町村が連携せず、バラバラに支援している」といった評価もあり、こういった課題に対しても国として対策をとる必要がある。

よろず支援拠点は、こうした課題を解決するための機能として、売上、販路拡大等の解決策を提示する総合的・先進的アドバイス機能を有するとともに、国・都道府県・市町村同士の連携に関しても、公的機関や地域の支援機関だけでなく、国の関係省庁にまで人脈を有し、各機関と連携して施策情報提供や相談業務の支援を行う体制を備えている。

また、こうした体制を強化するため、全国本部を設置し、先進的な支援手法や関係省庁の施策等の研修を行うとともに、有識者による評価等を行うものとしている。

加えて、本年10月3日に閣議決定された小規模企業振興基本計画においても、「国は、関係省庁が緊密な連携を行い、一体となって、地方公共団体ともよく連携しつつ、(中略)「よろず支援拠点」を活用して小規模企業の振興を図るための施策を効果的に展開する。」と記載されている。

このように、全国にいる385万者の中小企業・小規模事業者に対して、万遍なくバラツキがでないよう支援体

制を実現していくためには、国として全国統一的に支援体制を整備する必要がある。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 54

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘に係る調整
地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業目的は、中小企業が、地域固有の産業資源を活用し、新事業展開を図ることを支援するものである
ので、地方が地域資源の指定から事業計画の認定まで地域の中小企業のニーズの基づき細かい支援を
行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであるから、自由度を高めて都
道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業地域資源活用促進法第6条、第7条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要
綱

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

また、添付資料にて本事業と「中小企業応援ファンド」採択事業者の1/4が重複しているのご指摘ですが、「中小企業応援ファンド」は地域資源を活用した初期段階の取組等を支援していると認識しており、制度上の重複はないと考える。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【全国的視点に立って全国レベルの先端的なモデル事業について】

中小企業地域資源活用促進法は、地域の実情に知見を持つ都道府県が地域産業資源を指定し、それを活用する中小企業・小規模事業者を支援するというスキームであり、指定の権限が都道府県にある以上、支援策に「全国的な視点」や「モデル事業」の想定をすることは困難。

既に、ヒアリングで細く説明したとおり、採択事例を見れば、地域によって分野の偏在、技術水準のバラツキがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えた連携が想定しえない。

現状においても、地域を超えた連携やモデル事業の波及効果も薄く、国で認定・補助事業を行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や取組が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

【中小企業応援ファンド】

中小企業応援ファンドは必ずしも「初期段階の取組」を支援するという性格は有しておらず、地方自治体において、5年間、3,000万円の補助事業を創設することが困難であるため、金額の多寡によって分けられているというのが実情であり、先端的なモデル事業に限定して採択しているという所管省の主張は当たらないと考える。

【自治体移譲について】

都道府県によって年間数件程度の採択になるという事実が、当該制度が利用されにくいものであることを示しているのではないか。

また、本県が独自に企業ヒアリングした結果、全企業が認定・補助金の申請事務が膨大で、大変であったと回答した。自治体へ移譲される場合には、申請の簡素化など、ハードルを下げることにより、中小企業・小規模事業者の使い勝手の良い補助事業としたいと考えている。

既に応援ファンドを審査する体制は有しており、使い易くすることで利用件数は伸びると考えられるので、効率性に問題はないと考える。

全国知事会からの意見

・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題

があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。

○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。

そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

【国が行う必要性】

・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。

・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。

・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的(地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長)を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事业を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。

・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。

【中小企業応援ファンド】

・地域レベルでは、ご指摘の「中小企業応援ファンド」の活用等による支援が行われていると承知しており、全国レベルでのモデル的事业の認定との相乗効果により、活用事業の裾野拡大と底上げが図られていると認識。

・なお、当該ファンドは、地域の知恵と工夫を活かして地域資源を活用した新事業の「種」や「芽」を支援するために組成されたものであり、本趣旨に則り、各都道府県の創意工夫により事業設計がなされていると認識。

【運用改善】

・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 54

管理番号	238	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続が、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

【財源移譲のスキーム】

計画認定権限と合わせて、地域資源活用新事業展開支援事業補助金及び関係事務費を移譲(補助金の流れ)県から中小企業者等へ交付(国は関与しない。)

(補助内容)現行制度並み(補助率2/3, 補助限度額3,000万円)

(財源措置)当面は交付金により措置し、将来的には税源移譲等による一般財源化

(全国的視点の担保)審査会への販路開拓に係る有識者等の活用により、都道府県においても全国的な視点からの計画の認定及び補助金の採択は十分に可能である。

【懸念の解消】

それぞれの地域の資源を活用するという事業の性格上、モデル事業として全国的に普及・拡大していくケースは想定しにくく、国が行うメリットは少ない。一方で、国が画一的な視点で認定を行うことで、地域の実情や課題が十分に反映されないデメリットの方が大きい。

根拠法令等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条
小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱

本事業は、国が全国的視点に立って、全国レベルの先端的なモデル事業を法律に基づき認定し、補助金の採択を行っているところであり、地域資源活用事業計画の認定申請において、都道府県の意見を付していただくなど、地域の実情を反映できるようなスキームとなっている。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされなくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することにも著しい支障が生じる。

さらに、平成25年度の本事業の認定件数は全国で118件あり、約2/3の都道府県は案件が2件以下(そのうち6県が0件)にとどまり、本事業を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点からも著しく非効率である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

それぞれの地域資源を活用するという事業の性格上、全国的な視点でモデル的に普及・啓発を図っていくというより、地域での差別化・優越性を図ることが重要である。一定のレベルの確保が必要としても、国が運用指針等を示すこと、都道府県間の情報共有の仕組みを構築することにより担保可能と考える。

地域の実情や課題に詳しい都道府県が実施することで、創意工夫による掘り起しが期待され、非効率の懸念は解消され则认为。

なお、現在の制度スキームにおいて、都道府県が地域産業資源を指定するとともに、計画認定申請に意見を付すこととされており、都道府県の知見の活用が図られていること、平成26年行政事業レビューにおいて「他の事業との連携統合や自治体施策へ一任を検討すべき」とされたことを踏まえれば、平成27年度からの実施が検討されている「ふるさと名物応援事業」においても、都道府県が主体的役割を担えるような制度設計が必要と考える。

全国知事会からの意見

・地域産業資源活用への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域産業資源活用に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングで説明のあった「国が計画の認定権限を持って広域的な判断をすることによる成功例」を示していただきたい。また、その時点で「調整中」とのことであった改正法案における都道府県の関与・位置付けについてお示しいただきたい。

○ 地域産業資源の指定については都道府県が行うにもかかわらず、その活用に係る計画認定は国が行い、都道府県の関与については法律上の位置付けが弱いので、都道府県が実務上も関与しにくいという実情がある。

そのため、運用改善を行った上で、都道府県がより主体的に取り組めるような制度改正を検討すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【国が行う必要性】

・中小企業の景気回復の遅れという足元の景況に加え、少子高齢化と人口減少社会の到来やグローバル競争の激化等、地域経済循環の構造変化に的確に対応するため、地域産業資源を活用した中小企業等の事業活動を支援することにより、地域経済の活性化を通じて我が国経済の安定的かつ持続的な成長を達成するという国家戦略的な目的で本法は制定されたもの。

・人口減少により地方が消滅の危機に瀕している危機意識の下、「地方の活性化が成長戦略の最大の柱」として、「まち、ひと、しごと創生本部」を創設し、国を挙げて地域再生に取り組もうとしている中、本法による地域産業資源活用事業の促進については、一層強力かつ加速的に推進していくことが求められている。

・このような状況にあって、国家的課題でもある本法の目的（地域産業資源活用事業の促進により、地域経済の活性化を通じた我が国経済の持続的成長）を達成するためには、域外需要を取り込み、地域経済への波及効果が期待できるモデル的事業を、全国レベルで選定し、広く全国に周知、普及を図ることが必要。そのため、国が、都道府県の意見を聴くことで、地域の実情に配慮しつつ、全国的視点で事業の認定を行う現行の仕組みを引き続き維持することが必要。

・なお、地域産業資源は多様であり、それぞれが各地に偏在しているため、国が一律に指定するのではなく、地域の実態に知見を有する都道府県がこれを行うこととしている。

【運用改善】

・提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点として挙げられている、都道府県の実務上の関与について、上記「中小企業応援ファンド」にて都道府県が支援した案件を積極的に法認定に繋げるため、活用事業の策定段階から都道府県が積極的に関与し、意見が反映されるような仕組みの構築、補助金の採択に当たり都道府県の関与案件への配慮等運用改善を検討する。